

# NEWS RELEASE

平成31年1月24日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行  
取締役頭取 黒本 淳之介

## 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」の取得について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本淳之介）は、平成30年12月6日付にて「えるぼし認定」を取得しましたので、お知らせいたします。

「えるぼし認定」は女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定、届出を行った企業のうち、女性活躍推進の取り組みにおいて優良な企業が認定を受ける制度です。評価項目は採用、継続就業、労働時間、管理職比率、多様なキャリアコースの5項目あり、基準を満たした項目数に応じて3段階で認定されるものです。当行は3項目を満たし、2段階目の認定を受けました。

当行は女性をはじめ、全ての行員が能力を発揮し活躍できる職場環境を構築することで、お客さまに充実した金融サービスを提供し、地域とともに発展できる銀行を目指してまいります。

### 記

1. 認定日 平成30年12月6日（木）
2. 認定内容 「えるぼし認定」2段階目

以上